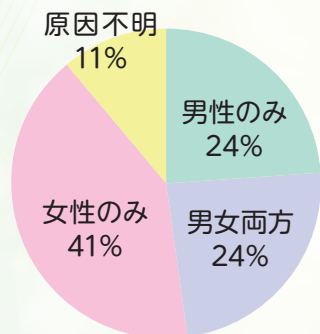


誰もが、誰かの、
たからもの。

島根県

男性不妊検査費助成制度

..... 男性も不妊検査を受けましょう



不妊症の原因は女性だけの問題と思われがちですが、男性側24%、男女両方24%と、原因の約半数は男性側にもあるとされています。特に男女ともに加齢は不妊症の最大の要因といわれており、適切な治療をうけるためには、女性だけではなく、男性も早めに検査を受けることが重要です。
(出典：世界保健機構 (WHO) 調査データ)

..... 対象者

次の要件をすべて満たす方

- **法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある夫婦で、申請時に島根県内に住所のある方** (夫または妻の一方でも可能)
- **男性不妊検査を受けた方** (治療前の検査に限る)
※対象となる不妊検査の例：診察、精液検査、ホルモン検査、染色体検査等医師が不妊症の診断のために必要と認める一連の検査

..... 助成額・助成回数

- **保険適用外の男性不妊検査にかかる費用 (文書料を含む) の7割とする。** (上限2万8千円)
※保険適用の不妊検査費については、各市町村で助成を行っている場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村へおたずねください。
- **1組の夫婦につき、1子ごと1回限り**
※1回の検査では判断が難しく複数回検査した場合、医師が認めた検査については対象となります。

来所される際には事前に窓口へご連絡ください

..... お問合せ・申請窓口

お住まい	お問合せ・申請窓口	お住まい	お問合せ・申請窓口	お住まい	お問合せ・申請窓口
安来市	松江保健所 健康増進課 〒690-0011 松江市東津田町1741-3 TEL:0852-23-1314	出雲市	出雲保健所 総務課 〒693-0021 出雲市塩冶町223-1 TEL:0853-21-1190	益田市 津和野町 吉賀町	益田保健所 健康増進課 〒698-0007 益田市昭和町13-1 TEL:0856-31-9546
松江市	松江市子育て給付課 (松江市役所①窓口) 〒690-8540 松江市末次町86番地 TEL:0852-55-5326	大田市 川本町 美郷町 邑南町	県央保健所 健康増進課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1 TEL:0854-84-9820	隠岐の島町	隠岐保健所 総務医事課 〒685-0015 隠岐の島町港町塩口24 TEL:08512-2-9701
雲南市 奥出雲町 飯南町	雲南保健所 健康増進課 〒699-1396 雲南市木次町里方531-1 TEL:0854-42-9637	江津市 浜田市	浜田保健所 健康増進課 〒697-0041 浜田市片庭町254 TEL:0855-29-5552	西ノ島町 海士町 知夫村	隠岐保健所 島前保健環境課 〒684-0302 西ノ島町大字別府字飯田56-17 TEL:08514-7-8121

申請の方法

検査が終了した日の属する年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に、受診等証明書に検査を受けた医療機関で説明を受け、申請書及びその他必要書類と合わせて、最寄りの保健所（**松江市在住の方は松江市役所**）まで持参、又は郵送により提出してください。

申請に必要な書類

①男性不妊検査費助成申請書（様式第1号）

●申請される方が記入してください。

②男性不妊検査費助成事業受診等証明書（様式第2号）

●検査を行った医療機関が記入（証明）してください。

③医療機関発行の領収書

●確認後、返却しますので原本を提出してください。

④住所を確認することができる書類（住民票）

●夫婦の住民票（戸籍の筆頭者及び続柄が記載されているもの）が必要です。

●個人番号（マイナンバー）の記載はしないでください。

●別居の場合は、それぞれ住民票が必要です。（この場合、戸籍謄本も必要です）

※夫婦ともに松江市に住所がある方は省略できます。

⑤婚姻関係にあることを証明できる書類（戸籍謄本）

●住民票に続柄及び戸籍の筆頭者の記載があり、夫婦関係が確認できる場合は、省略できます。

●事実婚関係にある夫婦は、それぞれの戸籍謄本が必要です。

※①、②の書類は各保健所でお取り寄せ、又は島根県ホームページから印刷することができます。

※④、⑤の書類は、各市町村窓口でお取り寄せ下さい。

※併せて、不妊治療＜先進医療＞費助成制度を申請される場合には④、⑤の書類は省略できます。



男性不妊検査費助成制度



Q1 検査開始日から検査終了日までの間に年度が変わったのですが、いつ申請すればよいですか。

A1 検査が終了した日の属する年度内に申請をしてください。

Q2 検査が終了する前に不妊治療を開始した場合は、助成を受けられますか。

A2 検査の開始が治療前の場合は対象となります。なお、検査が終了する前に不妊治療（薬物療法または手術等、タイミング療法は含みません）を開始した場合は、治療の開始日をもって、検査が終了したとみなします。
※検査の開始・終了の日については、医師の判断によります。

Q3 島根県外の医療機関で検査を受けましたが助成を受けられますか。

A3 県外の医療機関でも、対象となります。ただし、県外の医療機関では本制度をご存知でないと思われるので必要に応じてこのチラシを提示する等してください。また、受診等証明書は島根県の指定する様式となりますので、最寄りの保健所または、島根県のホームページで入手してください。また、県外に住所があるときに検査を受けた場合でも、申請時に県内に住所があれば、申請できます。

島根県 男性不妊検査



島根県健康福祉部健康推進課

TEL:0852-22-6491

E-Mail:kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp

男性不妊検査は県内の医療機関で受けられます。

詳細につきましては、以下のURLか、右のQRコードからホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/hoken/dannseihuninkensahijyoseijigyuu.html>

